

【新型コロナウイルス感染防止対策】 建設業等の閲覧所の再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため発令された「緊急事態宣言」が解除されたため、令和2年5月18日(月)から、下記の閲覧所（県内全ての建設事務所の閲覧所を含む）を再開します。

ただし、当分の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる必要がありますので、都市総務課の閲覧所の運営については、別紙のとおりとします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- ・ 建設業閲覧所
（経営規模等評価申請等の結果の閲覧を含む）
- ・ 解体工事業者登録簿閲覧所
- ・ 浄化槽工事業者登録簿閲覧所

【お願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、御来室の際には、感染症対策にご協力をお願いします。

～・～都市総務課における閲覧所の運営について～・～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年5月18日（月）から当面の間、都市総務課の建設業閲覧所等の運営を次のとおりとします。

○閲覧席数：4席

○閲覧方法：閲覧時間ごとに入れ替え制

○閲覧時間：お一人、1日1時間まで

- ・閲覧所入口付近に予約簿を設置します。御来室いただき、予約簿にて、閲覧時間をご予約ください。
 - ・時間になりましたら、閲覧所にお入りいただきます。
- ※当課室内でお待ちいただくことはできません。

閲覧時間帯	①	午前 9時30分 ～ 午前 10時30分
	②	午前 10時35分 ～ 午前 11時35分
	③	午後 1時00分 ～ 午後 2時00分
	④	午後 2時05分 ～ 午後 3時05分
	⑤	午後 3時10分 ～ 午後 4時10分

お問い合わせ先：愛知県都市総務課建設業第二グループ
052-954-6503（ダイヤルイン）

※各建設事務所においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に配慮した閲覧所の運営をしています。

詳細については、各建設事務所にお問い合わせください。

【各建設事務所問い合わせ先】

主たる営業所の所在地	所管する窓口	電話番号
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎5階)	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒496-8533 津島市西柳原町1-1-4 (海部総合庁舎6階)	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	0569-21-3233
岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎6階)	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺1-2-4	0566-82-3114
豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒471-0867 豊田市常盤町3-2-8	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒441-1354 新城市片山字西野畑5-3-2-1	0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒440-0801 豊橋市今橋町6	0532-52-1312